令和 2 年度

定期監査結果報告書

大 衡 村 監 査 委 員

1. 監査の概要

(1)実施期日

令和3年1月22日(金)から2月5日(金)までの8日間

(2)監査対象

全 部 局

令和2年4月1日から12月31日までの期間について

(3)監査項目及び確認した資料

- 〇 総 括
 - 1 職員一覧表
 - 2 時間外勤務命令一覧表
 - 3 事務事業執行状況表
 - 4 前回監査の指摘事項に対する処理状況表
- 〇 予算執行
 - 5 歳入予算整理簿
 - 6 歳出執行状況明細表
 - 7 使用料·手数料内訳表
 - 8 前年度繰越未納額処理状況表
 - 9 不納欠損額内訳表
 - 10 契約締結内訳表
 - 11 委託料内訳表
 - 12 使用料及び賃借料内訳表
 - 13 請負工事一覧表及び明細表
 - 14 負担金. 補助金. 交付金内訳表
- 財産管理
 - 15 貸付金内訳表
 - 16 行政財産の目的外使用許可一覧表
 - 17 普通財産の貸付一覧表
 - 18 公有財産処分内訳表
 - 19 不用品処分内訳表
 - 20 自動車運転状況表
 - 21 基金管理運用状況表
 - 22 各補助団体、協議会等通帳管理
 - 23 備品台帳
- 聴き取り調査
 - 1) 日 時 令和3年1月25日(月)から2月3日(水)
 - 2)場 所 監査委員室
 - 3)調査課名 全部局

4)調査事項

- ・税等の収納状況について
 - ・使用料等の収納状況について
 - ・各種団体への補助金について
 - ・人事管理について
 - ・滞納整理における各課連携について
 - ・事務内容・時間外勤務手当について
 - ・工事の進捗状況について
 - ・契約行為について
 - ・備品管理状況について

2. 監査の結果

村長から提出された資料を精査し、各課に対しても聞き取り調査を実施した。 その結果、財政に関する事務執行及び経営に係る事業執行については、関係法令等に 従い概ね適正に処理されているものと認めた。

なお、監査所見のとおり指摘事項については、事業運営を円滑にするため積極的に取り組んで頂きたい。

3. 監査の所見

(1) 村税及び使用料等の収納対策について

村税全般における滞納繰越分の12月末現在での収納状況については、調停額101,467,483円に対し収納額12,432,626円、収納率12.25%となっており、前年同月比で1,394,998円、2.79%の増となった。

今年度から宮城県地方税滞納整理機構へ職員を派遣しており、引継ぎ案件の滞納者との折衝の他、機構主体による捜索に同行するなど、滞納整理の事務手続きノウハウ、テクニックの習得を図っているとのことである。その結果昨年度は最大5件までの引継ぎだったが、今年度は上限40件のうち24件5,043,660円を引継ぎ、現時点では自主納付を含めて1,360,000円、収納率26.96%の実績となった。

また、「チーム T. O. T. O」においても引き続き、県税事務所と管内市町村間で協働して滞納整理を展開すると共に、その手法の研究・検討、情報交換などを行って職員のスキルアップを図っている事も評価したい。

村税等収納未済額縮減対策本部会議については、年度当初に前年度の収納状況の確認と新年度収納目標の設定を行い、中間と年度末にも現状把握と収納率向上を図ると共に、関係各課相互の情報を共有し連携を図っていた。

今後とも村税等の滞納者や、大衡村災害復旧貸付基金の未償還者に対して、顧問 弁護士とも相談し適正な滞納処分の執行に努められたい。

(2) 各種団体への補助金について

各種団体への補助金については、それぞれの団体が提出する申請書に基づいて交付しているが、一部においては組織運営が困難になっている団体がある。担当課においては申請書並びに実績報告書を精査し、補助金を交付すると共に改善点があれ

ばそれを指摘し、良好な運営になるよう推進して頂きたい。

また、今年度においては新型コロナウィルス感染拡大を受け、ほぼ全ての団体で 事業に支障をきたしている。各団体の今後の活動計画を確認精査して支援策を検討 されたい。

社会福祉協議会補助金は、令和2年度27,254千円を拠出している。平成31年度は26,720千円、30年度は26,184千円、29年度は25,000千円と年々増加しているが、拠出目的が法人運営に係る人件費であり、現在は延べ7名分となっている。したがって毎年の職員のベースアップ分が、補助金の加算される理由となっており、今後の補助金交付について検討すべき時期と考える。

(3) 基金運用状況について

各課が所管する基金の運用状況について監査した。多くの基金は、それぞれの設置目的並びに運用方法が、適切に活用されていると判断したが、幾つか設置目的と現状が合わない基金がある。また、他自治体と比較して基金自体の数も多い事から、少額で設置する効果が薄い基金や、主旨が類似している基金を統合する等の検討を図られたい。

(4) 奨学資金貸与基金について

奨学資金貸与基金は、能力があるにも係わらず経済的な理由によって、就学困難な者に対して貸与している。今年度の繰越未納額は前年度より縮減はされてはいるが、徴収困難な長期滞納者がいる中で、新たな滞納者が出ないよう小まめに納付相談を行い、年度末において前年度を上回る未納額縮減に努められたい。

(5) 時間外勤務について

令和2年度における時間外勤務と振休の取得状況は、前年度より大きく改善されている。また各課間においての時間外勤務の隔たりも、新型コロナウィルス拡大の影響により、事業の縮小や取りやめ等により小さくなっているが、今後のコロナワクチン接種などの、対策事業等が施行される事による負担に、不均衡が発生しないよう様注意されたい。

(6) 備品管理について

前回の定期監査や、決算審査時に指摘していた備品管理台帳について確認したが、未だに現有備品・新規取得備品の記載漏れや、処分した備品が削除されていないなどの不備が散見された。要因としては企画財政課が統括する備品管理台帳の更新が年一回であり、各課はその時の指示で台帳を整理報告している為と考察される。従って今後は、取得や処分した備品は、随時台帳に記載して頂き適正な管理を切に求める。

また、台帳の中には備品と消耗品との判断に迷う物品もあった。平成13年に全部改正された大衡村財務規則に基づく物品の品目分類を見ると、現在の状況と乖離しているケースも見受けられるため、規則の見直しなど今後の検討を求める。